

事務連絡
令和6年3月7日

介護サービス事業所 管理者 様
高齢者施設 管理者様

北九州市保健福祉局介護サービス担当課長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の高齢者施設等の対応について

平素から、感染症の感染防止対策にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件について、3月5日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制等及び公費支援等について」により、新型コロナウイルス感染症対応のための、これまでの支援や加算が令和6年3月に終了することが示されましたので、お知らせします。

介護サービス事業所及び高齢者施設の管理者並びに従業員、関係者の方においては、これまで、高齢者の安全を守るという強い使命感から、様々なことに臨機応変に対応いただいたことについて、感謝申し上げます。

また、このコロナ禍で実践いただいた感染予防に向けた取組みや感染症が発生した場合の対応方法などについては、各事業所等の業務継続計画(BCP)に盛り込むなど、今後の感染症対応に活かしていただくようお願いします。

なお、以下に高齢者施設等における対応の部分のみ抜粋しておりますので、ご確認ください。

記

令和6年3月5日付け厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」(P7～P8)

5. 高齢者施設等における対応

【高齢者施設等における対応】

(1) 基本的考え方

- 高齢者施設等については、昨年3月17日付け事務連絡において、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は位置づけ変更後も継続してきた。
- こうした取組を進める中で、昨年10月の調査において、概ね9割の高齢者施設等が医療機関との連携体制の確保、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施等を行っていることが確認された。

- 上記の通り、高齢者施設等と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年4月以降は幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受け入れや診療等を行うこととなることから、新型コロナにかかる高齢者施設等への支援については、本年3月末までで終了することとする。
- 他方、今後も新型コロナに限らず、高齢者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら介護サービスを提供する必要がある。また、新型コロナの経験も踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えた感染症対応力の向上が必要である。

- このため、令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る取組を措置(※)しており、高齢者施設等に対してこれらを通して感染対策に取り組んでいただくよう、周知いただきたい。

※ 令和6年度介護報酬改定の内容

- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- ・ 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等の評価

(2) 各種の政策・措置の取扱い

- ① 高齢者施設等内での感染発生時に対応するための備え
- 高齢者施設等における陽性者の発生初期から迅速・的確に対応するための備えの支援として、相談窓口機能の強化や電話・オンライン診療の体制構築等に取り組んでいただけてきたところ。(「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について(依頼)」(令和4年 10 月 17 日付け事務連絡(令和4年 11 月4日一部改正)))
- 「8. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の終了について」で後述するように、本年3月末で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)」が終了することから、当該交付金を活用した高齢者施設等の職員が初動対応を相談できる相談窓口の設置に対する支援や、高齢者施設等における電話・オンライン診療の体制構築支援については、本年3月末で終了する。
- なお、同事務連絡において、感染制御・業務継続支援チームの体制強化として、平時から感染制御の専門家と行政機関等の連携体制(ネットワーク)を構築することをお願いしてきたところであるが、平時から地域(都道府県単位)において、院内感染に関する専門家からなるネットワークを構築する場合には、「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」(平成 21 年3月 30 日付け医政発第 0330009 号厚生労働省医政局長通知)に基づく「院内感染地域支援ネットワーク事業」の活用が引き続き可能である。

② 高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

○ 必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助

(※)については、本年3月末で終了する。

※地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による補助

○ 「8. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の終了について」で後述するように、本年3月末で「新型感染症緊急包括支援交付金(医療分)」が終了することから、当該交付金を活用した新型コロナに感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設等に看護職員を派遣する場合の派遣元医療機関等への補助や、新型コロナの感染地域における感染拡大を防止するため、外部から感染症対策に係る専門家を派遣するための経費への補助についても、本年3月末で終了する。

③ 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助

○ 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助(※)については、本年3月末で終了する。

※地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による補助

④ 退院患者の受入促進のための補助

○ 介護保険施設において、医療機関からの退院患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)を受け入れた場合に、退所前連携加算(500 単位)を算定できる取扱いについては、本年3月末で終了する。

(参考)令和6年3月5日付け厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」